

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和5年度の事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

NPO 法人 FOR ALL

1 事業実施の方針

児童発達支援事業所の定員を増やし、地域で困っている保護者・児童への手助けをしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数 | (D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数 | 事業費の 予算額 (単位：千円) |
|--|---------------------------------|--|--------------------------------|------------------------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 実施予定ない | | | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業 | 障がいのある方への計画相談支援および基本相談を実施 | (A) 令和5年4月～令和6年3月 (B) 豊後大野市 (C) 8人 | (D) 18歳以上の障がいのある方 (E) 420名 | 7,836千円 |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 障がい等を抱える児童への児童発達支援事業 | (A) 令和5年4月～令和6年3月 (B) 大分市 (C) 9人 | (D) 未就学児 (E) 日に20名 | 37,783千円 |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 障がい等を抱える児童への放課後等デイサービス事業 | (A) 令和5年4月～令和6年3月 (B) 大分市 (C) 6人 | (D) 学童 (E) 日に10名 | 16,996千円 |
| 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | 障がい等を抱える児童への計画相談支援および基本相談を実施 | (A) 令和5年4月～令和6年3月 (B) 豊後大野市 (C) 8人 | (D) 18歳以下の障がいのある方 (E) 760名 | 18,284千円 |
| 障害児者及び家族へ権利理解を促進するための普及啓発事業 | 障がい等を抱える児童の家族や関係事業所への保育所等訪問支援事業 | (A) 令和5年4月～令和6年3月 (B) 大分市 (C) 3名 | (D) 障がいのある方・家族・職員 (E) 月1名程度 | 200千円 |

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。